

議案第 68 号

消防通信指令施設各種装置の取得について

下記のとおり消防通信指令施設各種装置を取得するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三田市条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 27 日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 取得数量

1 式

2 取得の目的

現在稼働中の消防通信指令施設の各種装置を部分更新し、24 時間 365 日の安定した消防指令体制を維持する。

3 取得金額

53,977,000 円

4 取得の相手方

大阪府松原市西野々 2 丁目 1 番 45 号

株式会社富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部

部長 西 浦 靖 暁

消防通信指令施設各種装置の概要

1 概要

消防通信指令施設は、市民からの119番通報の受信、災害現場の特定、車両出動、指令、情報伝達等の消防業務を行う24時間365日稼働しなければならない最重要施設である。

各種装置については、非常に複雑かつ多くの装置が複合的に絡み合っており機能し、消防業務を迅速かつ的確に遂行するための特殊な消防専用装置で構成され、市民生活の安心安全に寄与している。

2 更新対象の装置

自動出動指定装置、地図等検索装置、支援情報装置、指令伝送送信装置、音声合成装置、メンテナンス装置、位置情報通知装置、出動車両運用管理装置、経路検索装置、DBX装置、消防OA装置、消防救急デジタル無線設備用管理監視装置